

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	17.3.3	(株)西友行徳店 (市川市)	(株)西友 (GMS)	閉店時刻の変更(午後11時 午前9時)24時間 ほか	17.3.16	有り (対応済)	なし	なし 17.10.3
2	17.3.8	北善ビル (市川市)	(株)マルエツ (食料品スーパー)	閉店時刻の変更 (午後9時 午後9時50分) ほか	17.3.11	なし	なし	なし 17.10.3
3	17.3.8	志津ショッピングセン ター (佐倉市)	(株)マルエツ (食料品スーパー) ほか	閉店時刻の変更 (午後9時 午後9時50分) ほか	17.3.11	なし	なし	なし 17.10.3
4	17.3.29	ジョイフル本田君津店 (君津市)	(株)ジョイフルカ ンパニー(住宅関連 商品、資材等)	駐車場の自動車の出入口の 数の変更 (8箇所 6箇所)	17.3.30	有り (対応済)	なし	なし 17.10.18
5	17.3.29	ジョイフル本田君津店 資材館 (君津市)	(株)ジョイフルカ ンパニー(住宅関連 商品、資材等)	駐車場の自動車の出入口の 数の変更 (8箇所 6箇所)	17.3.30	有り (対応済)	なし	なし 17.10.18
6	17.3.8	コープ八千代 (八千代市)	生活協同組合 ちばコープ (食料品、雑貨) ほか	開店時刻及び閉店時刻の変 更 (午前10時~午後9時) (午前9時~午後9時45分)	17.3.21	なし	なし	なし 17.10.13

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：株式会社西友行徳店
- 2 所在地：市川市行徳駅前1丁目19番地1ほか
- 3 建物設置者：株式会社藤興産 代表取締役 藤松 洋光ほか
- 4 小売業者名：株式会社西友（業種：GMS）

5 変更しようとする事項

(1) 閉店時刻

（変更前）午後11時

（変更後）午前9時（24時間）

(2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更

（変更前）午前8時30分～午後11時30分

（変更後）午前8時30分～翌午前8時30分

6 変更年月日 平成17年3月16日

7 処理経過：

(1) 届出日 平成17年3月3日

(2) 公告縦覧期間 平成17年3月18日～17年7月18日

(3) 説明会 平成17年3月12日 午後2時～、午後6時～ 西友行徳店会議室

8 市町村・住民等の意見：

(1) 市川市の意見

ア 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針による必要台数242台に対し、設置台数は77台となっており、実態調査による設置台数は満足されているものと思われるが、今後、駐車需要が増加した場合においては駐車場の確保について速やかに対応されたい。

イ 市川市環境保全条例等の環境関係法令を遵守し、周辺住民の生活環境の保全に配慮すること。

また、苦情が発生した場合早急に対処すること。

(2) 住民等の意見 なし

< 店舗概要 >

1 店舗面積：9,809㎡

2 駐車場の収容台数：77台

3 駐輪場の収容台数：391台

4 荷さばき施設の面積：88㎡

5 廃棄物等の保管施設の容量：50m³

6 営業時間

開店時刻：午前9時

閉店時刻：午前9時

7 駐車場利用可能時間帯

午前8時30分～翌午前8時30分

8 駐車場の出入口の数：4か所

9 荷さばき可能時間帯

午前6時～午後10時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年10月3日通知

<理由>

(1) 当該変更は、旧大型店法から営業していた店舗で、閉店時刻を繰下げし24時間営業を行うものであり、夜間に発生する最大騒音の予測値で、予測1地点で来客車両走行音が規制基準値を上回るが、保全対象側では規制基準値を下回っており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。

(2) 法第8条第1項に基づく市川市の意見については、

ア 駐車場の設置台数については、実態調査結果から算出したものであり、延刻後においても充足するものと考えておりますが、万が一、設置台数を上回る需要が想定される場合には、周辺の住環境や安全性に配慮し、新たな駐車場の確保等を検討してまいります。

イ 営業時間の延長にあたっては、店舗周辺に住居が隣接していることを認識し、周辺の生活環境に十分配慮するとともに、設備機器の定期的なメンテナンスを行ってまいります。また、店舗からの騒音に対する苦情等が発生した場合には、騒音の測定等によりその原因を追求するとともに、早急な対策を図ってまいります。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。(市川市は、了解済)

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：北善ビル
- 2 所在地：市川市東菅野5丁目2，095番地2ほか
- 3 建物設置者：有限会社北善 代表取締役 北川 善剛
- 4 小売業者名：株式会社マルエツ（業種：食料品スーパー）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 - （変更前）午後9時
 - （変更後）午後9時50分
 - (2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更
 - （変更前）午前9時45分（年間60日 午前8時45）～午後9時15分
 - （変更後）午前9時45分（年間60日 午前8時45）～午後10時
- 6 変更年月日 平成17年3月11日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年3月8日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年3月25日～17年7月25日
 - (3) 説明会 平成17年3月24日開催不要承認
- 8 市町村・住民等の意見：
 - ・市川市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成17年10月3日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、閉店時刻を繰下げであるが、その変更は夜間に及ばず、すべての予測地点において規制基準値を下回っており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市川市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：1,210㎡
- 2 駐車場の収容台数：63台
- 3 駐輪場の収容台数：73台
- 4 荷さばき施設の面積：218㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：18m³
- 6 営業時間
 - 開店時刻：午前10時
(年間60日 午前9時)
 - 閉店時刻：午後9時50分
- 7 駐車場利用可能時間帯
 - 午前9時45分
(年間60日 午前8時45)
～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯
 - 午前7時～午後8時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：志津ショッピングセンター
- 2 所在地：佐倉市西志津4丁目1番地2
- 3 建物設置者：株式会社新都市ライフ 代表取締役 齋藤 幸一
- 4 小売業者名：株式会社マルエツ（業種：食料品スーパー）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 - （変更前）午後9時
 - （変更後）午後9時50分
 - * 株式会社マルエツのみ
 - (2) 来客者が駐車場を利用することができる時間帯の変更
 - （変更前）午前9時45分（年間60日 午前8時45分）～午後9時15分
 - （変更後）午前9時45分（年間60日 午前8時45分）～午後10時
- 6 変更年月日 平成17年3月11日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年3月8日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年4月5日～17年8月5日
 - (3) 説明会 平成17年3月24日開催不要承認
- 8 市町村・住民等の意見：
 - ・佐倉市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成17年10月3日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、閉店時刻を繰下げであるが、その変更は夜間に及ばず、すべての予測地点において規制基準値を下回っており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく佐倉市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：3,549㎡
- 2 駐車場の収容台数：151台
- 3 駐輪場の収容台数：203台
- 4 荷さばき施設の面積：330㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：36m³
- 6 営業時間
 - 開店時刻：午前10時
(年間60日 午前9時)
 - 閉店時刻：午後9時50分
 - * 株式会社マルエツのみ
- 7 駐車場利用可能時間帯
 - 午前9時45分
(年間60日 午前8時45分)
～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯
 - 午前6時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田君津店
- 2 所在地 君津市外箕輪3丁目7番6ほか
- 3 建物設置者 株式会社ジョイフルカンパニー 代表取締役 本田昌也
- 4 小売業者名 株式会社ジョイフルカンパニー （業種：住宅関連商品・資材等）

5 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 8か所

（変更後） 6か所

- 6 変更年月日 平成17年3月30日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年3月29日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年4月12日～平成17年8月12日
- (3) 説明会 平成17年4月16日 午後2時から 君津市体育館視聴覚室

8 市町村・住民等の意見

(1) 君津市の意見

- ア 必要駐車場台数の算出については、隣接するジョイフル本田ガーデンセンター等の来店者が駐車する台数も含めて検討すること。
- イ 事業系一般廃棄物減量計画の作成
- ウ 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されている場合は、速やかに届け出ること。
- エ 事業系一般廃棄物の保管場所の設置の届出

- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,971㎡
- 2 駐車場の収容台数：316台
- 3 駐輪場の収容台数：47台
- 4 荷さばき施設の面積：650㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：120m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後7時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
 - 午前8時30分～午後7時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後7時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年10月18日通知

<理由>

(1) 当該変更は、駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更するものであり、この変更による店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。

(2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、

ア 君津店及び君津店資材館とは別敷地で隣接にあるガーデンセンター等は店舗面積が1,000㎡未満であり大店立地法対象外であるため、今回の届出では必要台数の算出にガーデンセンター等立地法対象外の店舗面積および駐車場台数はカウントいたしておりませんが、ガーデンセンター等を含めて必要台数の検討を行います。

イ 「君津市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物減量計画を作成し届出いたします。

ウ 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されているかを速やかに調査の上、必要である場合は届出いたします。

エ 「君津市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物保管場所設置届出書を作成し届出いたします。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ジョイフル本田君津店資材館
- 2 所在地：君津市外箕輪3丁目8番4ほか
- 3 建物設置者：株式会社ジョイフルカンパニー 代表取締役 本田昌也
- 4 小売業者名：株式会社ジョイフルカンパニー（業種：住宅関連商品・資材等）
- 5 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前） 8か所
（変更後） 6か所

6 変更年月日 平成17年3月30日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年3月29日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年4月12日～平成17年8月12日
- (3) 説明会 平成17年4月16日 午後2時から 君津市体育館視聴覚室

8 市町村・住民等の意見

(1) 君津市の意見

- ア 必要駐車場台数の算出については、隣接するジョイフル本田ガーデンセンター等の来店者が駐車する台数も含めて検討すること。
- イ 事業系一般廃棄物減量計画の作成
- ウ 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されている場合は、速やかに届け出ること。
- エ 事業系一般廃棄物の保管場所の設置の届出

(2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：2, 552㎡
- 2 駐車場の収容台数：108台
- 3 駐輪場の収容台数：なし
- 4 荷さばき施設の面積：650㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：120m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後7時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時30分～午後7時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後7時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年10月18日通知

<理由>

(1) 当該変更は、駐車場の自動車の出入口の数及び位置を変更するものであり、この変更による店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。

(2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、

ア 君津店及び君津店資材館とは別敷地で隣接にあるガーデンセンター等は店舗面積が1,000㎡未満であり大店立地法対象外であるため、今回の届出では必要台数の算出にガーデンセンター等立地法対象外の店舗面積および駐車場台数はカウントいたしておりませんが、ガーデンセンター等を含めて必要台数の検討を行います。

イ 「君津市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物減量計画を作成し届出いたします。

ウ 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設が設置されているかを速やかに調査の上、必要である場合は届出いたします。

エ 「君津市廃棄物の適正処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業系一般廃棄物保管場所設置届出書を作成し届出いたします。

としており、適切な対応がなされているものと認められること。

(3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：コープ八千代
- 2 所在地：八千代市大和田新田字庚塚410番地1ほか
- 3 建物設置者：ニイクラビル株式会社（代表取締役 新倉多久磨）ほか1
- 4 小売業者名：生活協同組合ちばコープ（業種：食料品、雑貨）ほか6
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 （変更前）午前10時～午後9時
 （変更後）午前9時～午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前9時45分～午後9時30分
 （変更後）午前8時45分～午後10時
 - (2) 変更年月日 平成17年3月21日
- 6 処理経過：届出日 平成17年3月8日
 公告縦覧期間 平成17年3月25日～平成17年7月25日
 説明会 日時 平成17年4月27日（水）午後3時から
 場所 コープ八千代組合員集会室
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・八千代市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年10月13日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、開店時刻の繰り上げ及び閉店時刻の繰り下げを行うもので、その変更は夜間（午後10時～午前6時）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音に係る部分については基準値を下回っており、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八千代市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積： 5,412 m²
- 2 駐車場の収容台数： 307台
- 3 駐輪場の収容台数： 235台
- 4 荷さばき施設の面積： 392 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量： 51 m³
- 6 営業時間
 開店時刻：午前9時
 閉店時刻：午後9時45分
- 7 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前8時45分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数
 3か所
- 9 荷さばき可能時間帯
 午前3時～午後5時